

議会案第 2 号

白河市議会議員定数条例の一部を改正する条例

白河市議会議員定数条例（平成 22 年白河市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

本則中「24 人」を「21 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の白河市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

令和 8 年 9 月 28 日提出

理 由

前回の改正時から現在までの人口の推移や、類似市の議員定数の状況、将来の人口減少などを見据え、議員定数を 24 人から 21 人とするため、この条例の一部を改正するものである。